五、新光製菓株式会社に対する件

昭和四十七年（排）第十四号

排除命令

愛知県豊橋市老松町百九十二番地
新光製菓株式会社
右代表者　代表取締役　鈴木光次

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　新光製菓株式会社は、その販売する小売価額二百円の「千両餅」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するため、すみやかに、同社が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容物は、包装箱の総容積の約三十パーセントに相当する量しかなかった旨を公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、その販売する小売価額二百円の「千両餅」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて、過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいてした公示について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　新光製菓株式会社（以下「新光製菓」という。）は、肩書地に事務所を置き、菓子類の製造販売業を営む事業者である。

二　新光製菓は、小売価額二百円の「千両餅」と称する商品（別添写）を製造し、愛知県内の地域に販売している。

当該商品は、ゼリー菓子が縦二十三・六センチメートル、横十五センチメートル、高さ二・三センチメートル（総容積約八百十四立方センチメートル）の「千両餅」と表示された包装箱に詰められており、あたかも外見からは、ゼリー菓子が包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該商品の内容物であるゼリー菓子は、包装容器の中に厚さ〇・五センチメートルのダンボールであげ底されており、その上に「千両餅」と表示された紙に包まれた正方形のゼリー菓子十二個（総体積約二百四十立方センチメートル）をのせたもので、ゼリー菓子の総体積は、包装箱の総容積の約三十パーセントに相当する量しかない。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、新光製菓の行為は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反するものである。

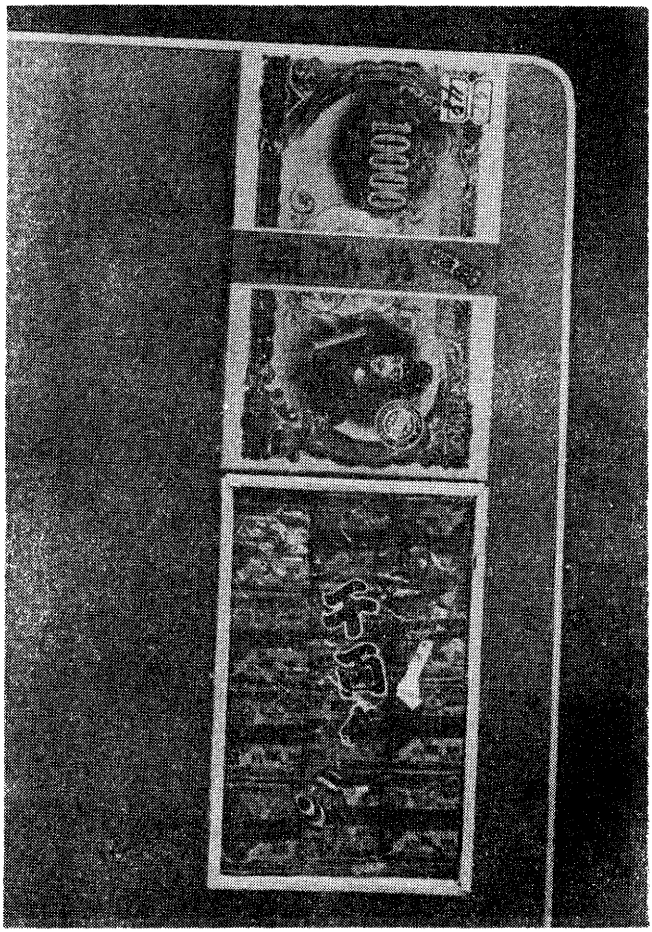
よって、主文のとおり命令する。

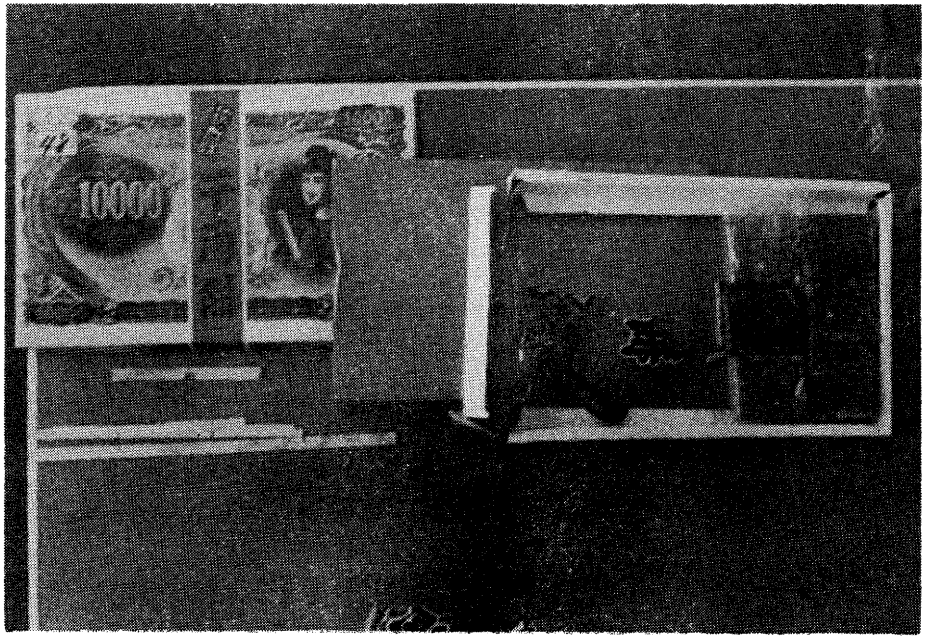
昭和四十七年六月十六日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕
委員　高橋勝好
委員　橋本徳男
委員　呉　文二

別添写




10000